

議案第38号

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う
必要があるため。

西脇市長等の損害賠償責任の一部を改正する条例

(西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年西脇市条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは職員又は職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。(1)～(4) (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは職員又は職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。(1)～(4) (略)</p> |

(西脇市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市病院事業の設置等に関する条例(平成17年西脇市条例第116号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> | <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> |

(西脇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市水道事業の設置等に関する条例(平成17年西脇市条例第169号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|---|---|---|
| | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 | | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 | |

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年西脇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|---|---|---|
| | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 | | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 | |

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。